



発行 東京都

目次

16

規則

- 東京都国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）……………
- 東京都国民健康保険事業費納付金条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………
- 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部食品監視課）……………
- 東京都立病院条例施行規則を廃止する規則……………（病院経営本部経営企画部総務課）……………
- 東京都立皮革技術センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業労働局商工部創業支援課）……………
- 東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）……………
- 東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………
- 東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局臨海開発部海上公園課）……………

規則

東京都国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十二号

東京都国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成三十年東京都規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第五条に規定する」の下に「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第二項の規定による取崩しを行った場合は、当該」を加える。
別記第三号様式、第八号様式、第十二号様式から第十四号様式まで、第十八号様式及び第二十二号様式中「四」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都国民健康保険事業費納付金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十三号

東京都国民健康保険事業費納付金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都国民健康保険事業費納付金条例施行規則（平成三十年東京都規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

別記第一号様式及び第二号様式中「四」を削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十四号

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四を第一条の五とし、第一条の三の次に次の一条を加える。
（有毒部位が確実に除去されたもの）

第一条の四 条例第二条第二号の処理の終わったものであつて規則で定めるものは、内臓を除去し、皮を剥いだもの及び分離したままの形態の精巢であつて、有毒部位が確実に除去されたものとする。ただし、他の道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）を含む。以下同じ。）において処理されたものにあつては、当該道府県の知事（保健所を設置する市の市長を含む。以下同じ。）が有毒部位の確実な除去等（以下単に「除去等」という。）ができると認めた者（当該道府県の知事が除去等ができると認められた者の立会いの下にその指示を受けて除去等を行うことができる場合は、当該除去等を行う者を含む。）が当該道府県の知事が除去等を行うことのできる施設として認められた場所で処理したものに限り。

第四条第一号中「もの」の下に「並びに富山県知事、静岡県知事、愛知県知事、鳥取県知事、徳島県知事、香川県知事、宮崎県知事及び鹿児島県知事が与えたふぐの処理に関する免許を有する者にあつては、令和三年五月以前に行われた試験に合格したもの」を加え、同条第二号中「認めた者」の下に「（沖縄県知事が認めた者にあつては、令和三年五月以前に行われた講習会を修了したものに限る。）」を加える。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十八条から第十九条までを削る。

第二十条中「第十九条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条を第十八条とし、第二十一条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（委任）

第二十条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

別記第十七号様式から第十九号の様式までを削る。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都立病院条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十五号

東京都立病院条例施行規則を廃止する規則

東京都立病院条例施行規則（昭和三十六年東京都規則第五十三号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都立皮革技術センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十六号

東京都立皮革技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立皮革技術センター条例施行規則（昭和五十八年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の部(ロ)の項中「二、四〇〇円」を「一、五二〇円」に、「一、八二〇円」を「一、二九〇円」に、「七〇円」を「三〇円」に改める。
三五〇円 二六〇円

附則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都立皮革技術センター条例施行規則の規定により使用の申請を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十七号

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都霊園条例施行規則(平成五年東京都規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「二百八十三万九千円」を「二百八十九万三千円」に、「百八十一万円」を「百八十万九千円」に、「百七十万四千円」を「百六十八万三千円」に、「九十二万二千円」を「九十二万三千円」に、「八十七万五千円」を「八十七万六千円」に、「九十三万二千円」を「九十四万円」に、「二十一万一千円」を「二十一万八千円」に、「八十八万五千円」を「八十九万三千円」に、「二十九万九千円」を「三十万八千円」に、「百六十八万一千円」を「百六十八万二千円」に、「五十九万九千円」を「六十万円」に、「百六十一万一千円」を「百六十一万二千円」に、「九十六万三千円」を「八十七万四千円」に、「九十一万七千円」を「八十六万円」に、「八十一万五千円」を「六十九万二千円」に、「七十二万四千円」を「六十三万円」に、「五十四万七千円」を「四十九万八千円」に、「四十二万九千円」を「三十五万九千円」に、「四十三万五千円」を「三十六万七千円」に、「四十四万九千円」を「三十八万円」に、「五十一万七千円」を「四十四万五千円」に、「六十三万一千円」を「五十四万五千円」に、「六十四万八千円」を「六十二万八千円」に、「七万九千円」を「六万四千円」に、「四万六千円」を「三万九千円」に、

| | |
|--------|--------|
| 十三万四千円 | 十二万五千円 |
| 五万四千円 | 五万一千円 |

を「九万四千円」に、「八万七千円」に、「六万円」を「五万六千円」に、

| | | | | | | |
|---------------|--|------|-----------|-----------|-----|--------|
| 樹林型合葬 埋蔵施設 | | 小平霊園 | 多磨霊園 | 一号基(遺骨) | | 九万一千円 |
| | | 遺骨 | 一号基(粉状遺骨) | 一体につき | 三万円 | |
| 樹林型合葬 埋蔵施設 | | 粉状遺骨 | 遺骨 | 一号基(粉状遺骨) | 遺骨 | 十三万四千円 |
| | | 遺骨 | 遺骨 | 遺骨 | 遺骨 | 四万四千円 |

を

| | | | | | | |
|---------------|--|------|-----------|-----------|----|-------|
| 樹林型合葬 埋蔵施設 | | 小平霊園 | 多磨霊園 | 一号基(遺骨) | | 八万八千円 |
| | | 遺骨 | 二号基(粉状遺骨) | 遺骨 | 遺骨 | 二万九千円 |
| 樹林型合葬 埋蔵施設 | | 粉状遺骨 | 遺骨 | 二号基(粉状遺骨) | 遺骨 | 八万六千円 |
| | | 遺骨 | 遺骨 | 遺骨 | 遺骨 | 二万八千円 |
| 樹林型合葬 埋蔵施設 | | 粉状遺骨 | 遺骨 | 遺骨 | 遺骨 | 四万三千円 |
| | | 遺骨 | 遺骨 | 遺骨 | 遺骨 | 十三万円 |

に、

「十九万四千円」を「十九万一千円」に、「三十五万九千円」を「三十一万五千円」に、「二十八万七千円」を「十七万二千円」に、「二十一万五千円」を「十二万九千円」に、「十五万四千円」を「十五万一千円」に、「十一万六千円」を「十一万三千円」に、「七万四千円」を「七万二千円」に、「二万一千円」を「二万円」に、「二万六千円」を「二万五千円」に、

| | |
|-------|-------|
| 一万円 | 九千円 |
| 一万円 | 九千円 |
| 二万七千円 | 二万六千円 |

を「千四百円」に改める。

別表第二中「七百元」を「七百三十円」に、「九百四十円」を「九百二十円」に、「三千九十円」を「三千七十円」に、「五千四百四十円」を「五千百七十円」に、「四千三百五十円」を「四千百四十円」に、「三千二百六十円」を「三千百円」に改める。

別表第三中

| 休憩所 | | | | |
|--------|---------------|----------|--|--|
| 多磨霊園 | 一平方メートル、一月につき | 四百四十円 | | |
| 青山霊園 | 一平方メートル、一月につき | 二千二百九十二円 | | |
| 谷中霊園 | 一平方メートル、一月につき | 八百七十五円 | | |
| 雑司ヶ谷霊園 | 一平方メートル、一月につき | 七百八十七円 | | |
| 染井霊園 | 一平方メートル、一月につき | 八百二十五円 | | |

を

| 休憩所 | | | |
|--------|---------------|----------|--|
| 青山霊園 | 一平方メートル、一月につき | 二千二百九十二円 | |
| 谷中霊園 | 一平方メートル、一月につき | 八百七十五円 | |
| 雑司ヶ谷霊園 | 一平方メートル、一月につき | 七百八十七円 | |
| 染井霊園 | 一平方メートル、一月につき | 八百二十五円 | |

に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十八号

東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都葬儀所条例施行規則（昭和二十一年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八千四百四十円」を「八千二百四十円」に、「九千七百六十円」を「九千八百五十円」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十九号

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 一の部東京都立海の森公園の項の次に次のように加える。

東京都立有明親水海浜公園

一平方メートル一月

八百八十円

別表第一 一の項中

東京都立有明北緑道公園

一平方メートル一月

八百九十五円

を

| | | |
|-------------|-----------|--------|
| 東京都立有明北緑道公園 | 一平方メートル一月 | 八百九十五円 |
| 東京都立晴海緑道公園 | 一平方メートル一月 | 千五百二十円 |

に改める。

別表第三 二の部(六)の項中「、大井ふ頭中央海浜公園及び葛西海浜公園」を削り、同部(七)の項中「及び葛西海浜公園の」を削る。

別表第四中

お台場海浜公園、大井ふ頭中央海浜公園及び葛西海浜公園の海上公園係船施設

なし

午前九時から午後五時まで

| | | |
|-------------------------|----|--------------|
| お台場海浜公園及び葛西海浜公園の海上バス券売所 | なし | 午前九時から午後五時まで |
| お台場海浜公園の海上公園係船施設 | なし | 午前八時から午後十時まで |
| お台場海浜公園海上バス券売所 | なし | 午前八時から午後十時まで |

に を

改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一 一の部東京都立海の森公園の項の次に次のように加える改正規定
令和四年八月一日
- 二 別表第一の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）
令和四年十月一日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

